

リモートオフィス環境整備補助金 Q&A

<補助事業目的・補助対象事業>

問1. 補助事業の目的は何か。

- 新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を生じさせないため、市内における通勤分散やテレワーク等の新たな勤務形態の導入に取り組む企業を増加させることを目的に実施するものです。

問2. 補助対象事業者は。

- 宗像市内において、広く一般に利用されるテレワーク等に適したリモートオフィスを整備し、運営を行う事業者、または行う見込みのある事業者が対象となります。

問3. 補助対象事業は。

- 以下のふたつの事業が対象となります。
 - テレワーク等を実施する個人、企業等の利活用を見込んで、市内の既存施設を改修し、コワーキングスペース等をリモートオフィスとして新たに整備する事業
 - テレワーク等を実施する個人、企業等のさらなる利活用を見込んで、既存のリモートオフィスを新型コロナウイルス感染症対策のために改修する事業

問4. 補助対象となるリモートオフィスとは。

- 市内における通勤分散やテレワーク等の新たな勤務形態の導入に取り組む企業の増加を目的としており、広く一般に利用されるテレワーク等に適したリモートオフィス施設が対象となります。
- 施設の一部が専用利用型となっても問題ありませんが、一般利用ができるスペースが半分以上を占めることを要件とします。

問5. レンタルオフィスは対象となるか。

- 広く一般に利用されるテレワーク等に適したリモートオフィス施設が対象となるため、一般利用ができない施設（特定の事業者と契約をしており一般利用ができない場合、また企業・グループ会社の社員のみが利用できる等のサテライトオフィスなど）は対象となりません。

問6. 新規整備のみが対象となるか。

- 問3に記載二つの事業が対象となるため、既存施設が新型コロナウイルス感染症対策のために改修する事業は対象となります。一方、既存施設の単純な拡張や改修（新型コロナウイルス感染症対策のための改修を除く）は対象となりません。

問7. 既存の店舗にリモートオフィス機能を追加する場合対象となるか。

- 本事業では、補助金を活用しリモートオフィスを新たに整備し、リモートオフィス運営を事業として実施していただく必要があります。単純に機能を追加しただけでは対象とはなりません。
 - （例1）カフェ運営のサービスとして、客席でテレワークができるようにインターネット環境・電源コンセントを整備する➡カフェのサービスの拡充のため対象外
 - （例2）会社に併設する空き倉庫や店舗等の空きスペースを活用し、既存事業に加えてコワーキングスペースを整備し、リモートオフィス事業を開始する
➡リモートオフィス運営を事業として実施しているため対象

問 8. 整備する施設規模に制限があるか。

- 本事業では、広く一般に利用されるテレワーク等に適したリモートオフィス整備を目的としているため、一般利用ができるスペースで利用者 5 名以上を確保できる規模を対象とします。

<補助対象経費>

問 9. 施設の改修に係る経費とはどのようなものがあるか。

- 施設の内外装工事、照明・空調の整備、通信環境の確保又はセキュリティ対策のために必要な設備の整備等を想定しています。具体的な設備で疑義がある場合はご相談下さい。

問 10. 備品とはどういうものが該当するか。

- 一般的には、コワーキングスペース等を運営するにあたり必要な机、椅子等の什器、オフィス整備に必要な機器等を想定しています。補助事業で購入が可能な備品は、補助事業を実施するにあたり事業の目的の達成に最低限必要な備品となります。具体的な疑義がある場合はご相談下さい。

問 11. パソコンは対象となるか。

- パソコンについては、コワーキングスペース等リモートオフィス運営に最低限必要な備品といえないため、対象となりません。

問 12. 事業に必要な備品の賃借料とはどういうものが該当するか。

- 問 10 で示した備品等をリース契約により賃借する場合を想定しています。具体的な備品で疑義がある場合はご相談下さい。

<その他>

問 13. 地代・家賃等が対象となるか。

- 地代、家賃、また土地、建物の不動産取得等は対象となりません。